

香芝市ふるさとまちづくり寄附条例をここに公布する。

平成20年12月25日

香芝市長 梅田善久

香芝市条例第19号

香芝市ふるさとまちづくり寄附条例

(目的)

第1条 この条例は、香芝市のふるさとづくりを支援する人々による寄附金を財源として、その意向を反映した事業を実施することにより、多様な人々の参加による個性豊かで活力のあるふるさとづくりに資することを目的とする。

(事業の区分)

第2条 前条の目的を具現化するために実施する事業は、次のとおりとする。

- (1) 安全で安心な暮らしの向上に関する事業
- (2) 教育及び子育て環境の充実にに関する事業
- (3) 自然環境及びまちなみ景観の保全に関する事業
- (4) 健康及び福祉の充実にに関する事業
- (5) 文化芸術及び生涯学習の振興に関する事業
- (6) 地域産業の振興に関する事業

(使途の指定等)

第3条 市に対して寄附を行おうとする者(以下「寄附者」という。)は、寄附金の使途を前条各号に掲げる事業のうちから指定し寄附をするものとする。

2 市長は、寄附者が前項の規定による事業の指定を行わなかったときは、その指定を行うものとする。

3 市長は、前項の指定を行ったときは、当該寄附者に対して、その旨を報告するものとする。

(基金の設置)

第4条 市長は、第2条各号に掲げる事業に充てることを目的とし、寄附者から收受した寄附金を適正に管理するため、香芝市ふるさとまちづくり基金(以下「基金」という。)を設置する。

(寄附者への配慮)

第5条 市長は、基金の積立て、管理、処分その他の基金の運用に当たっては、寄附者の意向が反映されるよう十分に配慮するものとする。

(積立て)

第6条 基金として積み立てる額は、寄附者から收受した寄附金の額とする。

(管理)

第7条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方

法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第8条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第9条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第10条 基金は、第2条各号に掲げる事業の費用に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(運用状況の公表)

第11条 市長は、毎年度、この条例の運用状況について公表するものとする。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

香芝市文化振興基金条例をここに公布する。

平成20年12月25日

香芝市長 梅田善久

香芝市条例第20号

香芝市文化振興基金条例

(設置)

第1条 香芝市における文化芸術活動を展開し文化振興に資するため、香芝市文化振興基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、文化施設(香芝市文化施設条例(平成19年条例第15号)第2条に規定する文化施設をいう。以下同じ。)に係る収入のうち、同条例第6条の指定管理者と締結する協定により定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、文化振興及び文化施設の整備事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

香芝市議会議員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年12月25日

香芝市長 梅田善久

香芝市条例第21号

香芝市議会議員定数条例の一部を改正する条例

香芝市議会議員定数条例（昭和38年条例第9号）の一部を次のように改正する。

本則中「20人」を「18人」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、平成21年1月1日から施行し、同日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。ただし、次項の規定は、平成21年4月1日から施行する。

（香芝市議会委員会条例の一部改正）

2 香芝市議会委員会条例（平成4年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号及び第3号中「7人」を「6人」に改める。

香芝市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び香芝市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年12月25日

香芝市長 梅田善久

香芝市条例第22号

香芝市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び香芝市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

(香芝市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第1条 香芝市の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(昭和32年条例第35号)の一部を次のように改正する。

附則第7項中「935,000円」を「885,000円」に、「780,000円」を「755,000円」に改める。

(香芝市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第2条 香芝市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和34年条例第20号)の一部を次のように改正する。

附則第4項中「659,000円」を「645,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成21年1月1日から施行する。

香芝市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年12月25日

香芝市長 梅田善久

香芝市条例第23号

香芝市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

香芝市の一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第32号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

（平成21年1月1日から同年12月31日までの間における職員の昇給に関する特例）

- 18 第4条第4項及び第5項の規定にかかわらず、平成21年1月1日から同年12月31日までの間における職員の昇給は、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第4条第4項	4号給	2号給
	3号給	1号給
第4条第5項	4号給	2号給
	3号給	1号給
	2号給	1号給

（平成22年1月1日から同年3月31日までの間における職員の昇給に関する特例）

- 19 第4条第4項及び第5項の規定にかかわらず、平成22年1月1日から同年3月31日までの間における職員の昇給は、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第4条第4項	4号給	3号給
	3号給	2号給
第4条第5項	4号給	3号給
	3号給	2号給
	2号給	1号給

附 則

この条例は、平成21年1月1日から施行する。

香芝市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年12月25日

香芝市長 梅田善久

香芝市条例第24号

香芝市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の一部を改正する条例

香芝市税外収入金に係る督促手数料及び延滞金徴収に関する条例（昭和34年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和22年法律第67号）第231条の3第1項及び第2項」を「昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第231条の3第2項」に改め、「公法上」を削り、「以下単に」を「以下」に改める。

第3条を次のように改める。

（督促手数料及び延滞金の額）

第3条 前条第1項の規定により督促状を発したときは、督促状1通につき1000円の督促手数料を徴収する。

2 前条第1項の規定により督促を受けた者は、その督促を受けた税外収入金（法第231条の3第3項に規定する歳入に係る債権（以下「強制徴収債権」という。）に限る。）を納期限後に納付する場合には、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額が2,000円以上（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）であるときは、当該金額に年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過するまでの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金の額を加算して納付しなければならない。

3 前条第1項の規定により督促を受けた者は、その督促を受けた税外収入金（強制徴収債権及び水道料金に係る債権を除く。）を納期限後に納付する場合には、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額が2,000円以上（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）であるときは、当該金額に、民法（明治29年法律第89号）第404条に規定する法定利率を乗じて計算した金額に相当する延滞金の額を加算して納付しなければならない。

4 前2項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

5 前3項の規定により計算した延滞金の額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額

は徴収しない。

第4条中「督促手数料」を「強制徴収債権に係る督促手数料」に改め、「徴収は」の次に「、この条例に規定するものを除き」を加える。

第5条を次のように改める。

(延滞金の減免)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、それぞれ当該各号に定める金額を減免することができる。

- (1) 延滞金を納付すべき者が災害等により納付の資力を失った場合 延滞金の全額
- (2) 延滞金を納付すべき者の責めによらない理由により徴収金の納付が遅延した場合 延滞金の全額
- (3) 法令等の定めるところにより徴収又は換価の猶予をした場合 その猶予した納付すべき金額に係る延滞金の額のうち、猶予した期間に対応する延滞金の全額
- (4) 滞納処分の執行停止又は徴収停止をした場合 執行停止又は徴収停止をした納期に対応する延滞金の全額
- (5) その他市長においてやむを得ない事由があると認めた場合 市長が認める金額

第6条中「実施」を「施行」に改める。

附則第1項に見出しとして「(施行期日)」を付する。

附則第2項に見出しとして「(経過措置)」を付し、附則に次の1項を加える。

(延滞金の割合の特例)

- 3 当分の間、第3条第2項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合(当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(督促手数料に係る経過措置)

- 2 改正後の督促手数料に関する規定は、この条例の施行の日以後に発する督

促状に係る督促手数料について適用し、同日前に発した督促状に係る督促手数料については、なお従前の例による。

(強制徴収債権に対する延滞金に係る経過措置)

- 3 この条例の施行の際、現に納期限を経過している強制徴収債権に対する延滞金については、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、第3条第2項、第4項及び第5項に定める方法により計算した額を徴収する。

(その他の債権に対する延滞金に係る経過措置)

- 4 この条例の施行の際、現に納期限を経過している第3条第3項に規定する債権に対する延滞金については、この条例の施行の日の翌日から納付の日までの日数に応じ、同項から第5項までに定める方法により計算した額を徴収する。

(香芝市税条例の一部改正)

- 5 香芝市税条例(昭和32年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第21条中「80円」を「100円」に改める。

(香芝市介護保険条例の一部改正)

- 6 香芝市介護保険条例(平成12年条例第8号)の一部を次のように改正する。

第8条及び第9条を次のように改める。

第8条及び第9条 削除

附則第2条を次のように改める。

第2条 削除

(香芝市国民健康保険条例の一部改正)

- 7 香芝市国民健康保険条例(昭和34年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第18条及び第19条を次のように改める。

第18条 削除

(保険料の徴収猶予)

- 第19条 市長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6箇月以内の期間を限って徴収猶予することができる。

(1) 納付義務者がその資産について震災、風水害、落雷、火災若しくはこれに類する災害を受け、又はその資産を盗まれたとき。

(2) 納付義務者がその事業又は業務を廃止し、又は休止したとき。

(3) 納付義務者がその事業又は業務について甚大な損害を受けたとき。

(4) 前3号に掲げる理由に類する理由があったとき。

2 前項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 徴収猶予を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月

(3) 徴収猶予を必要とする理由

附則第4項を削り、附則第5項を附則第4項とし、附則第6項を附則第5項とし、附則第7項中「附則第5項」を「附則第4項」に改め、同項を附則第6項とし、附則第8項から附則第13項までを1項ずつ繰り上げ、附則第14項中「附則第12項」を「附則第11項」に改め、同項を附則第13項とし、附則第15項から附則第19項までを1項ずつ繰り上げる。

(香芝市営住宅条例の一部改正)

8 香芝市営住宅条例(平成9年条例第18号)の一部を次のように改正する。

第18条を次のように改める。

第18条 削除

第31条第3項中「、第17条及び18条」を「及び第17条」に改める。

第33条第3項中「及び第18条」を削る。

第65条中「、第18条」を削る。

香芝市重度心身障害者等福祉年金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年12月25日

香芝市長 梅田善久

香芝市条例第25号

香芝市重度心身障害者等福祉年金条例の一部を改正する条例

香芝市重度心身障害者等福祉年金条例（昭和50年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「3級以上」を「1級又は2級」に改め、同条第3号を削る。

第4条第1号中「3級以上」を「1級又は2級」に改め、同条第3号を削る。

第6条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を削る。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

香芝市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年12月25日

香芝市長 梅田善久

香芝市条例第26号

香芝市国民健康保険条例の一部を改正する条例

香芝市国民健康保険条例（昭和34年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項に次のただし書を加える。

ただし、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条各号に掲げる要件のいずれにも該当するときは、35万円に、同条第1号に規定する保険契約に関し被保険者が追加的に必要となる費用の額を基準として、3万円を超えない範囲内で市長が定める額を加算するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成21年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の香芝市国民健康保険条例の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る出産育児一時金の支給について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金の支給については、なお従前の例による。

香芝市訪問看護ステーション条例を廃止する条例をここに公布する。

平成20年12月25日

香芝市長 梅田善久

香芝市条例第27号

香芝市訪問看護ステーション条例を廃止する条例

香芝市訪問看護ステーション条例（平成10年条例第3号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

香芝市ふるさとまちづくり寄附条例施行規則をここに公布する。

平成20年12月25日

香芝市長 梅田善久

香芝市規則第23号

香芝市ふるさとまちづくり寄附条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、香芝市ふるさとまちづくり寄附条例(平成20年条例第19号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(寄附の申出)

第2条 寄附の申出は、香芝市ふるさとまちづくり寄附申出書(別記様式)により行うものとする。

(寄附金の受入れ等)

第3条 寄附金は、随時受入れを行うものとする。

2 市長は、次のいずれかに該当するときは、寄附金の受入れを拒否し、又は既に收受した寄附金を返還することができる。

(1) 公の秩序又は善良の風俗に反するものと認められるとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。

3 市長は、前項の規定による拒否又は返還をした場合は、その理由及び経過を記録しておかなければならない。

(寄附金台帳の作成等)

第4条 市長は、寄附金の適正な管理を図るため、香芝市ふるさとまちづくり寄附金台帳を作成しなければならない。

2 市長は、条例で設置する香芝市ふるさとまちづくり基金の一部又は全部を処分しようとするときは、処分の経過を記録しておかなければならない。

(運用状況等の公表)

第5条 市長は、寄附金の運用状況、寄附者の氏名又は団体名、市町村名までの住所又は所在地(以下「氏名等」という。)、寄附金額及び指定した事業を公表するものとする。ただし、寄附者自らが氏名等の公表を希望しない場合は、これを公表しないものとする。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

別記様式（第2条関係）

香芝市ふるさとまちづくり寄附申出書

年 月 日

香芝市長 様

住所
(団体の場合は所在地)
氏名
(団体の場合は名称)
電話番号
Eメールアドレス

私は、香芝市を応援するため下記のとおり寄附の申出をします。

寄附金の使途の指定（寄附メニュー）	寄附金額
1 安全で安心な暮らしの向上に関する事業	円
2 教育及び子育て環境の充実に関する事業	円
3 自然環境及びまちなみ景観の保全に関する事業	円
4 健康及び福祉の充実に関する事業	円
5 文化芸術及び生涯学習の振興に関する事業	円
6 地域産業の振興に関する事業	円
7 使途は指定しません。	円
合 計	円

ご希望される使途の番号に 印と該当する寄附金額欄に金額を記入してください。

寄附金の納付方法について

- 1 専用納付書により金融機関より納付 2 ゆうちょ銀行で払込取扱票により納付
3 香芝市役所企画政策課へ現金持参

上記のうちご希望の納付方法に 印を記入してください。

氏名（団体名）及び住所（市町村名まで）の公表について

市広報紙及びホームページにおいて公表させていただいてよろしいですか

- 1 はい（同意する） 2 いいえ（匿名希望）

上記のうちご希望の方に 印を記入してください。 印の表示がない場合は、公表に同意されたものと判断させていただきます。

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年12月25日

香芝市長 梅田善久

香芝市規則第24号

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

技能労務職員の給与に関する規則（昭和42年規則第6号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の2項を加える。

（平成21年1月1日から同年12月31日までの間におけるこの規則の適用に関する特例）

- 2 平成21年1月1日から同年12月31日までの間における第5条の規定の適用については、同条第4項中「4号給」とあるのは「2号給」と、「2号給」とあるのは「1号給」と読み替えるものとする。

（平成22年1月1日から同年3月31日までの間におけるこの規則の適用に関する特例）

- 3 平成22年1月1日から同年3月31日までの間における第5条の規定の適用については、同条第4項中「4号給」とあるのは「3号給」と、「2号給」とあるのは「1号給」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成21年1月1日から施行する。

香芝市重度心身障害者等福祉年金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年12月25日

香芝市長 梅田善久

香芝市規則第25号

香芝市重度心身障害者等福祉年金条例施行規則の一部を改正する規則

香芝市重度心身障害者等福祉年金条例施行規則（昭和50年規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条を削る。

第3条各号列記以外の部分中「年金受給資格申請書」を「香芝市重度心身障害者等福祉年金受給者認定申請書（第1号様式）」に改め、同条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を削り、同条を第2条とする。

第4条中「年金証書」を「香芝市重度心身障害者等福祉年金証書（第2号様式。以下「年金証書」という。）」に改め、同条を第3条とする。

第5条第1項中「再交付申請書」を「香芝市重度心身障害者等福祉年金証書再交付申請書（第3号様式。以下「再交付申請書」という。）」に改め、同条を第4条とする。

第6条第1項中「移転」を「異動」に、「変更」を「異動」に改め、「その旨を」の次に「香芝市重度心身障害者等福祉年金異動届（第4号様式）により」を加え、同条を第5条とする。

第7条中「第4条」を「第3条」に改め、同条を第6条とする。

第8条第1項中「銀行休業日」を「金融機関の休業日」に、「その翌日」を「その日後において、その日に最も近い金融機関の休業日でない日」に改め、同条第2項中「資格喪失」を「香芝市重度心身障害者等福祉年金資格喪失届兼未払年金請求書（第5号様式）により資格喪失」に改め、同条を第7条とする。

第9条の見出しを「（その他）」に改め、同条を第8条とする。

附則の次に次の5様式を加える。

第1号様式（第2条関係）

香芝市重度心身障害者等福祉年金受給者認定申請書

年 月 日

香 芝 市 長 様

住所 香芝市

届出者 氏名

印

電話

次のとおり、関係書類を添えて香芝市重度心身障害者等福祉年金の受給資格の認定を申請します。

申請する福祉年金の種類	1 香芝市重度心身障害者福祉年金 2 香芝市重度心身障害児福祉年金		
受給者	住 所	奈良県香芝市	
	氏 名		障害の程度 級
	生 年 月 日	年 月 日	生 満 歳
心身障害児福祉年金の場合監護する児童	氏 名		
	生 年 月 日	年 月 日	生 満 歳
	受給者との続柄		障害の程度 級

上記の年金が認定された場合、次の口座へ振り込みしてください。

振 込 先	金 融 機 関 名	
	預金種別及び口座番号	
	口 座 名 義 人	

第2号様式（第3条関係）

（表）

香芝市重度心身障害者等福祉年金証書			
証書番号	第	号	
受給者住所	香芝市		
受給者氏名		(年 月 日生)	
障害児氏名		(年 月 日生)	
年金額			
支給開始年月		年 月	
上記のとおり、香芝市重度心身障害者等福祉年金条例によって支給 します。			
年 月 日			
奈良県香芝市長			印

（裏）

香芝市重度心身障害者等福祉年金の支給について	
1	この年金は、市条例に基づいて市内在住の該当者に支給されます。
2	この年金は、あなたの更生に必要な諸経費の一部に使用していただきます。
3	この証書は、年金を受ける権利があることを証するものですから大切に保管してください。
4	この年金は、毎年9月20日及び3月20日の2回に分けて支払います。
5	この証書を紛失し、破損し、その他記載事項に異動の生じたときは、すぐに市役所に届け出てください。
6	この証書は、他人に譲り渡したり、質入れすることはできません。

第3号様式（第4条関係）

香芝市重度心身障害者等福祉年金証書再交付申請書

年 月 日

香 芝 市 長 様

住所 香芝市

届出者 氏名

印

電話

香芝市重度心身障害者等福祉年金証書を（紛失・破損）したので、再交付を申請します。

証書番号	第 号		
受給者	住 所	奈良県香芝市	
	氏 名		障害の程度 級
	生 年 月 日	年 月 日	生 満 歳
障 害 児	氏 名		
	生 年 月 日	年 月 日	生 満 歳

破損の場合は、破損した年金証書を添付してください。

第4号様式（第5条関係）

香芝市重度心身障害者等福祉年金異動届

年 月 日

香 芝 市 長 様

住所 香芝市

届出者 氏名

印

電話

次のとおり、異動がありましたので届け出ます。

証書番号	第 号				
異動項目	1 氏名	2 住所	3 障害の程度	4 振込先	5 その他
異動年月日	年 月 日				
	新		旧		
受給者氏名					
児童氏名					
児童との関係					
住所					
障害程度					
振込先	金融機関名				
	預金種別及び口座番号				
	口座名義人				

- (注) 1 異動のあったところのみ記入してください。
 2 香芝市外へ住所を異動したときは、資格喪失届を提出してください。

第5号様式（第7条関係）

香芝市重度心身障害者等福祉年金資格喪失届兼未払年金請求書

年 月 日

香 芝 市 長 様

住所 香芝市

届出者 氏名 印

電話

（受給者との続柄）

次のとおり、福祉年金を受ける資格がなくなりましたので届け出ます。
また、未払いの福祉年金を支給してください。

受給者の住所	奈良県香芝市	
受給者の氏名		
対象児童氏名		
受給資格がなくな った理由及び その日	1 転出 （ 年 月 日 に転出） 2 死亡 （ 年 月 日死亡） 3 その他 （ ）	
振込先	金融機関名	
	預金種別及び口座番号	
	口座名義人	

附 則

この規則は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

香芝市訪問看護ステーション条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成20年12月25日

香芝市長 梅田善久

香芝市規則第26号

香芝市訪問看護ステーション条例施行規則を廃止する規則

香芝市訪問看護ステーション条例施行規則（平成10年規則第60号）は、
廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
（香芝市事務分掌規則の一部改正）
- 2 香芝市事務分掌規則（平成5年規則第3号）の一部を次のように改正する。
第20条予防係の項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第10号までを1号ずつ繰り上げる。

香芝市告示第 1 5 1 号

第 5 回香芝市議会定例会を地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 0 1 条の規定により、次のとおり招集する。

平成 2 0 年 1 2 月 1 日

香芝市長 梅 田 善 久

- 1 期日 平成 2 0 年 1 2 月 8 日
- 2 場所 香芝市役所 議場

香芝市告示第 1 5 2 号

近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄二上駅、ＪＲ志都美駅及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車及び原動機付自転車は、次のとおり香芝市自転車等の放置防止に関する条例第 9 条により、撤去し保管しています。所有者の方は、至急引取りに来て下さい。

なお、引取りのない場合は、同条例第 1 0 条第 3 項の規定に基づき、当該自転車等を処分します。

平成 2 0 年 1 2 月 1 日

香芝市長 梅 田 善 久

- 1 撤 去 理 由 香芝市自転車等の放置防止に関する条例
- 2 撤 去 年 月 日 平成 2 0 年 1 2 月 1 日
- 3 撤去対象区域 近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄二上駅、ＪＲ志都美駅
及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内
- 4 保 管 場 所 香芝市自転車等保管所
- 5 引 取 期 間 撤去日より 6 0 日間
- 6 引 取 時 間 午前 9 時から午後 5 時
ただし、1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日までは除く
- 7 持 参 物 自転車等の鍵、印鑑、移動・保管費及び引取人の住所・氏名
が確認できるもの（運転免許証、学生証等）
- 8 連 絡 先 香芝市役所総務部地域安全課（ＴＥＬ 7 6 - 2 0 0 1）
香芝市自転車等保管所（ＴＥＬ 7 9 - 5 5 5 0）

香芝市告示第 1 5 3 号

近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄関屋駅、ＪＲ志都美駅及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車及び原動機付自転車は、次のとおり香芝市自転車等の放置防止に関する条例第 9 条により、撤去し保管しています。所有者の方は、至急引取りに来て下さい。

なお、引取りのない場合は、同条例第 1 0 条第 3 項の規定に基づき、当該自転車等を処分します。

平成 2 0 年 1 2 月 3 日

香芝市長 梅 田 善 久

- 1 撤 去 理 由 香芝市自転車等の放置防止に関する条例
- 2 撤 去 年 月 日 平成 2 0 年 1 2 月 3 日
- 3 撤去対象区域 近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄関屋駅、ＪＲ志都美駅
及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内
- 4 保 管 場 所 香芝市自転車等保管所
- 5 引 取 期 間 撤去日より 6 0 日間
- 6 引 取 時 間 午前 9 時から午後 5 時
ただし、1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日までは除く
- 7 持 参 物 自転車等の鍵、印鑑、移動・保管費及び引取人の住所・氏名
が確認できるもの（運転免許証、学生証等）
- 8 連 絡 先 香芝市役所総務部地域安全課（ＴＥＬ 7 6 - 2 0 0 1）
香芝市自転車等保管所（ＴＥＬ 7 9 - 5 5 5 0）

香芝市告示第 1 5 4 号

香芝市内において、広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置してはならない地域、場所及び物件に掲出されていた広告物は別紙のとおり屋外広告物法第 7 条第 4 項及び同法第 8 条第 1 項に基づき、除却し保管しています。所有者等の方は至急引き取りに来て下さい。

尚、引き取りのない場合は、屋外広告物法第 8 条第 4 項の規定に基づき、当該広告物を廃棄します。

平成 2 0 年 1 2 月 5 日

香芝市長 梅 田 善 久

- 1 . 引取期間 公示の日から二週間（屋外広告物法第 8 条第 3 項第 1 号に規定する広告物については二日間）
- 2 . 引取方法 引き取り人がその広告物又は掲出物件の返還を受けるべき所有者等であることが確認できるものを掲示し、受領書及び誓約書と引き換えに返還する。
- 3 . 引取時間 午前 9 時から午後 5 時（土・日・祝日を除く）
- 4 . 連 絡 先 香芝市役所 都市整備部 都市計画課
TEL 0 7 4 5 - 7 6 - 2 0 0 1（内線 2 0 4）

整理番号	名 称	種類	数量	設 置 場 所	除却日	保管日	保管場所
20-107	大地不動産	はり札	1	磯壁	H20.10.28	H20.10.28	下田倉庫
20-108	ディアホーム	立看板	1	磯壁	H20.10.28	H20.10.28	下田倉庫
20-109	藤井建設	はり札	44	国道168号線	H20.11.27	H20.11.27	下田倉庫
20-110	オリエントハウジング	はり札	9	国道168号線	H20.11.27	H20.11.27	下田倉庫
20-111	葛城建設	はり札	4	国道168号線	H20.11.27	H20.11.27	下田倉庫
20-112	協栄ホーム	はり札	7	国道168号線	H20.11.27	H20.11.27	下田倉庫
20-113	昇陽ハウジング	はり札	2	国道168号線	H20.11.27	H20.11.27	下田倉庫
20-114	関西都市開発	はり札	2	国道168号線	H20.11.27	H20.11.27	下田倉庫
20-115	大地不動産	はり札	2	国道168号線	H20.11.27	H20.11.27	下田倉庫
20-116	ディアホーム	はり札	2	国道168号線	H20.11.27	H20.11.27	下田倉庫
20-117	豊富住建	はり札	10	旭ヶ丘	H20.11.27	H20.11.27	下田倉庫
20-118	大黒ハウス	はり札	15	旭ヶ丘、関屋	H20.11.27	H20.11.27	下田倉庫
20-119	三貴ホーム	はり札	6	旭ヶ丘、関屋	H20.11.27	H20.11.27	下田倉庫
20-120	グローバル二上駅前	はり札	4	穴虫	H20.11.27	H20.11.27	下田倉庫
20-121	トラスト(株)	はり札	2	高山台	H20.11.27	H20.11.27	下田倉庫
20-122	近鉄不動産住宅	はり札	2	高山台	H20.11.27	H20.11.27	下田倉庫
20-123	関西ハウジング	はり札	6	高山台	H20.11.27	H20.11.27	下田倉庫
20-124	ファミティホーム	はり札	6	関屋	H20.11.27	H20.11.27	下田倉庫

20-125	光輝	はり札	1	関屋	H20.11.27	H20.11.27	下田倉庫
20-126	民主党	はり札	11	市内全般	H20.11.27	H20.11.27	下田倉庫
20-127	共産党	はり札	27	市内全般	H20.11.27	H20.11.27	下田倉庫
20-128	ふすま障子 有本	はり札	3	逢坂	H20.11.27	H20.11.27	下田倉庫
20-129	賃貸情報	はり札	1	逢坂	H20.11.27	H20.11.27	下田倉庫
20-130	アパマンショップ	はり札	3	逢坂	H20.11.27	H20.11.27	下田倉庫
20-131	賃貸倶楽部	はり札	1	逢坂	H20.11.27	H20.11.27	下田倉庫
20-132	丸商ハウジング	立看板	2	旭ヶ丘	H20.11.27	H20.11.27	下田倉庫
20-133	グローバル二上駅前	立看板	3	穴虫	H20.11.27	H20.11.27	下田倉庫
20-134	ディアホーム	立看板	1	高山台	H20.11.27	H20.11.27	下田倉庫
20-135	関西ハウジング	立看板	1	旭ヶ丘、関屋	H20.11.27	H20.11.27	下田倉庫
20-136	ファミティホーム	立看板	1	関屋	H20.11.27	H20.11.27	下田倉庫
20-137	東武建設	広告旗	3	国道168号線	H20.11.27	H20.11.27	下田倉庫
20-138	丸商ハウジング	広告旗	1	旭ヶ丘	H20.11.27	H20.11.27	下田倉庫
20-139	ファミティホーム	広告旗	5	関屋	H20.11.27	H20.11.27	下田倉庫
20-140	葛城建設	広告旗	1	鎌田	H20.11.27	H20.11.27	下田倉庫
20-141	大東建託	広告旗	1	逢坂	H20.11.27	H20.11.27	下田倉庫

香芝市告示第 155 号

平成20年度後期高齢者医療保険料督促状(第4期分)を郵送すべきところ、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので高齢者の医療の確保に関する法律第112条及び地方税法第20条の2の規定により公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、当市保険年金課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付します。

平成20年 12月 8日

香芝市長 梅田 善久

送達を受けるべき者 略

(注) 地方税法第20条の2の規定により公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

香芝市告示第 1 5 6 号

近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄二上駅、ＪＲ五位堂駅及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車及び原動機付自転車は、次のとおり香芝市自転車等の放置防止に関する条例第 9 条により、撤去し保管しています。所有者の方は、至急引取りに来て下さい。

なお、引取りのない場合は、同条例第 1 0 条第 3 項の規定に基づき、当該自転車等を処分します。

平成 2 0 年 1 2 月 9 日

香芝市長 梅 田 善 久

- 1 撤 去 理 由 香芝市自転車等の放置防止に関する条例
- 2 撤 去 年 月 日 平成 2 0 年 1 2 月 9 日
- 3 撤去対象区域 近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄二上駅、ＪＲ五位堂駅
及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内
- 4 保 管 場 所 香芝市自転車等保管所
- 5 引 取 期 間 撤去日より 6 0 日間
- 6 引 取 時 間 午前 9 時から午後 5 時
ただし、1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日までは除く
- 7 持 参 物 自転車等の鍵、印鑑、移動・保管費及び引取人の住所・氏名
が確認できるもの（運転免許証、学生証等）
- 8 連 絡 先 香芝市役所総務部地域安全課（ＴＥＬ 7 6 - 2 0 0 1）
香芝市自転車等保管所（ＴＥＬ 7 9 - 5 5 5 0）

香芝市告示第 157 号

平成20年度国民健康保険料第2期分督促状を郵送すべきところ、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので国民健康保険法第78条及び地方税法第20条の2の規定により公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、当市保険年金課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付します。

平20年12月10日

香芝市長 梅田善久

送達を受けるべき者 略

(注) 地方税法第20条の2の規定により公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

香芝市告示第 1 5 8 号

近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄関屋駅、ＪＲ志都美駅及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車及び原動機付自転車は、次のとおり香芝市自転車等の放置防止に関する条例第 9 条により、撤去し保管しています。所有者の方は、至急引取りに来て下さい。

なお、引取りのない場合は、同条例第 1 0 条第 3 項の規定に基づき、当該自転車等を処分します。

平成 2 0 年 1 2 月 1 1 日

香芝市長 梅 田 善 久

- 1 撤 去 理 由 香芝市自転車等の放置防止に関する条例
- 2 撤 去 年 月 日 平成 2 0 年 1 2 月 1 1 日
- 3 撤去対象区域 近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄関屋駅、ＪＲ志都美駅
及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内
- 4 保 管 場 所 香芝市自転車等保管所
- 5 引 取 期 間 撤去日より 6 0 日間
- 6 引 取 時 間 午前 9 時から午後 5 時
ただし、1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日までは除く
- 7 持 参 物 自転車等の鍵、印鑑、移動・保管費及び引取人の住所・氏名
が確認できるもの（運転免許証、学生証等）
- 8 連 絡 先 香芝市役所総務部地域安全課（ＴＥＬ 7 6 - 2 0 0 1）
香芝市自転車等保管所（ＴＥＬ 7 9 - 5 5 5 0）

香芝市告示第 159 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成20年12月12日

香芝市長 梅田善久

1 都市計画の種類

大和都市計画生産緑地地区

2 都市計画を定める土地の区域

香芝市尼寺二丁目の一部

香芝市真美ヶ丘五丁目の一部

香芝市狐井の一部

香芝市下田東三丁目の一部

3 縦覧場所

香芝市役所 都市整備部 都市計画課

香芝市告示第 1 6 0 号

近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄二上駅、ＪＲ五位堂駅及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車及び原動機付自転車は、次のとおり香芝市自転車等の放置防止に関する条例第 9 条により、撤去し保管しています。所有者の方は、至急引取りに来て下さい。

なお、引取りのない場合は、同条例第 1 0 条第 3 項の規定に基づき、当該自転車等を処分します。

平成 2 0 年 1 2 月 1 5 日

香芝市長 梅 田 善 久

- 1 撤 去 理 由 香芝市自転車等の放置防止に関する条例
- 2 撤 去 年 月 日 平成 2 0 年 1 2 月 1 5 日
- 3 撤去対象区域 近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄二上駅、ＪＲ五位堂駅
及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内
- 4 保 管 場 所 香芝市自転車等保管所
- 5 引 取 期 間 撤去日より 6 0 日間
- 6 引 取 時 間 午前 9 時から午後 5 時
ただし、1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日までは除く
- 7 持 参 物 自転車等の鍵、印鑑、移動・保管費及び引取人の住所・氏名
が確認できるもの（運転免許証、学生証等）
- 8 連 絡 先 香芝市役所総務部地域安全課（ＴＥＬ 7 6 - 2 0 0 1）
香芝市自転車等保管所（ＴＥＬ 7 9 - 5 5 5 0）

香芝市告示第161号

国税徴収法第54条第1項の規定により、財産差押えを受けた者に対し差押調書謄本を郵送すべきところ、その送達を受けるべき者の所在等が不明のため送達することができないので、地方税法第20条の2第2項の規定により次のとおり公示送達します。この公示送達に係る関係書類は当市介護福祉課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付します。

また、地方税法第20条の2第3項の規定により掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなします。

平成20年12月16日

香芝市長 梅田善久

送達を受けるべき者 略

香芝市告示第 1 6 2 号

近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄関屋駅、ＪＲ志都美駅及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車及び原動機付自転車は、次のとおり香芝市自転車等の放置防止に関する条例第 9 条により、撤去し保管しています。所有者の方は、至急引取りに来て下さい。

なお、引取りのない場合は、同条例第 1 0 条第 3 項の規定に基づき、当該自転車等を処分します。

平成 2 0 年 1 2 月 1 7 日

香芝市長 梅 田 善 久

- 1 撤 去 理 由 香芝市自転車等の放置防止に関する条例
- 2 撤 去 年 月 日 平成 2 0 年 1 2 月 1 7 日
- 3 撤去対象区域 近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄関屋駅、ＪＲ志都美駅
及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内
- 4 保 管 場 所 香芝市自転車等保管所
- 5 引 取 期 間 撤去日より 6 0 日間
- 6 引 取 時 間 午前 9 時から午後 5 時
ただし、1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日までは除く
- 7 持 参 物 自転車等の鍵、印鑑、移動・保管費及び引取人の住所・氏名
が確認できるもの（運転免許証、学生証等）
- 8 連 絡 先 香芝市役所総務部地域安全課（ＴＥＬ 7 6 - 2 0 0 1）
香芝市自転車等保管所（ＴＥＬ 7 9 - 5 5 5 0）

香芝市告示第 1 6 3 号

近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄二上駅、ＪＲ志都美駅及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車及び原動機付自転車は、次のとおり香芝市自転車等の放置防止に関する条例第 9 条により、撤去し保管しています。所有者の方は、至急引取りに来て下さい。

なお、引取りのない場合は、同条例第 1 0 条第 3 項の規定に基づき、当該自転車等を処分します。

平成 2 0 年 1 2 月 1 9 日

香芝市長 梅 田 善 久

- 1 撤 去 理 由 香芝市自転車等の放置防止に関する条例
- 2 撤 去 年 月 日 平成 2 0 年 1 2 月 1 9 日
- 3 撤去対象区域 近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄二上駅、ＪＲ志都美駅
及びＪＲ香芝駅の各自転車等放置禁止区域内
- 4 保 管 場 所 香芝市自転車等保管所
- 5 引 取 期 間 撤去日より 6 0 日間
- 6 引 取 時 間 午前 9 時から午後 5 時
ただし、1 2 月 2 9 日から 1 月 3 日までは除く
- 7 持 参 物 自転車等の鍵、印鑑、移動・保管費及び引取人の住所・氏名
が確認できるもの（運転免許証、学生証等）
- 8 連 絡 先 香芝市役所総務部地域安全課（ＴＥＬ 7 6 - 2 0 0 1）
香芝市自転車等保管所（ＴＥＬ 7 9 - 5 5 5 0）

香芝市告示第164号

国税徴収法第131条第1項の規定により、財産差押えを受けた者に対し換価代金等の配当計算書謄本を郵送すべきところ、その送達を受けるべき者の所在等が不明のため送達することができないので、地方税法第20条の2第2項の規定により次のとおり公示送達します。この公示送達に係る関係書類は当市介護福祉課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付します。

また、地方税法第20条の2第3項の規定により掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなします。

平成20年12月19日

香芝市長 梅田善久

送達を受けるべき者 略

香芝市告示第 1 6 5 号

国税徴収法第 1 2 9 条第 2 項の規定により、財産差押えに係る換価代金等を介護保険料に充当し、充当通知書を郵送すべきところ、その送達を受けるべき者の所在等が不明のため送達することができないので、地方税法第 2 0 条の 2 第 2 項の規定により次のとおり公示送達します。この公示送達に係る関係書類は本市介護福祉課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付します。

また、地方税法第 2 0 条の 2 第 3 項の規定により掲示を始めた日から起算して 7 日を経過したときに書類の送達があったものとみなします。

平成 2 0 年 1 2 月 2 5 日

香芝市長 梅 田 善 久

送達を受けるべき者 略

香芝市告示第166号

香芝市国民健康保険条例（昭和34年条例第2号）第6条第1項ただし書の市長が定める額は、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条ただし書に規定する出産であると認められるときは、3万円とする。

平成20年12月26日

香芝市長 梅 田 善 久

香芝市選挙管理委員会告示第50号

平成20年12月2日現在における地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、次のとおりである。

平成20年12月2日

香芝市選挙管理委員会
委員長 植村 忠昭

3分の1の数	18,980人
6分の1の数	9,490人
50分の1の数	1,139人

香芝市監査委員告示第 4 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき、または監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

平成20年12月5日

香芝市監査委員 近藤 洋
香芝市監査委員 角田 博文

《監査結果に対する措置等通知文》

香企第355号
平成20年12月1日

香芝市監査委員 近藤 洋 様
香芝市監査委員 角田 博文 様

香芝市長 梅田 善久

定期監査の結果意見に関する措置状況について

平成17年度から19年度における定期監査の結果に関する意見につきまして、地方自治法199条第12項の規定に基づき、措置を講じた状況を下記のとおり報告いたします。

なお、現在取り組み中の事項につきましても併せて報告いたします。

記

定期監査意見に関する措置の状況

<平成17年6月30日実施 対象：都市整備部>

【定期監査意見】

歳出予算に係る区分については地方自治法施行規則により定められているが、その区分が法令上別段明確にされていないところ、今監査対象課と他課、また同一所属課内においても、同内容事務に関する予算執行に当り異なる節からの支出が一部見うけられた。また、節の別により会計手続きが複雑になる等の相違が確認された。よって、市として事務の合理化及び統一に努められたい。

【措置の状況】

平成 18 年度予算より、用地取得に係る鑑定費については、節区分を役務費・手数料で統一を行いました。

<平成 17 年 10 月 27 日実施 対象：収入役室>

【定期監査意見】

予算の執行を統制する方法である支出負担行為と、その履行確認をもって行われる支出命令に係る手続きについて、現行手続きの事務改善・事務統一を検討し事務の効率化及び明確化を図られ、市財務に関する事務の更なる適正化・適法性の確保に努められたい。

【措置の状況】

口座振込み明細書の債権者への通知について、事務の合理化の観点から、1 件の振込みだけの場合は省略し、複数の明細のある場合のみ送付することにしました。

平成 20 年 7 月に、「香芝市会計規則」及び「会計帳票等に関する規程」の改正により、出納員・分任出納員の設置箇所の整理、歳入調定を整理する時期及び調定の範囲の明確化、備品台帳に関する様式の改正を行いました。

<平成 17 年 11 月 29 日実施 対象：企画調整部>

【定期監査意見】

第 2 次香芝市行政改革大綱の策定において、実施検討項目「組織機構の見直しと職員の能力向上・定員管理と給与の適正化」、具体的項目「定員適正化計画、諸手当の見直し及び給与構造改革の推進」が掲げられているところ、特に人事制度に関しては平成 18 年度の公務員制度の大きな改正も控え、現給与制度における問題点や新制度との差異を早急に解消し、併せて実際の行動計画の策定に当っては具体的メニュー及びスケジュールを提示し、公平性、客観性、透明性、納得性の確保に努められたい。

【措置の状況】

定員管理については、5 か年の純減目標を掲げ、平成 17 年度 546 人から平成 22 年度に 496 人とする集中改革プランを策定し、平成 20 年度現在 510 人で進捗率 72% で計画どおり推移しています。また、平成 18 年度に、特殊勤務手当の廃止減額措置、給料表の改正による給与体系の適正化を図りました。

定期監査意見に関する取り組み状況

<平成 17 年 10 月 3 日実施 対象：総務部>

【定期監査意見】

庁舎等行政財産の使用に関しては、使用許可に係る手続き、使用料の額及び減額免除の基準等を明確にされたい。また、本年 4 月 1 日より備品購入については各課対応となっているが、備品に限らず公有財産の取得及び処分状況等、公有財産の管理の一元化に努められたい。

【取り組み状況】

庁舎等行政財産の使用に関しては、平成 18 年の地方自治法改正により創設された行政財産の貸し付け制度との整理を行っていきます。

公有財産の管理の一元化については、各所管での管理の徹底を促進するとともに、事務事業評価の中で、公有財産管理についての仕組みづくりについての指摘を行っており、これに基づき、改善策を検討していきます。

<平成 18 年 6 月 2 日実施 対象：企画調整部・産業建設部>

【定期監査意見】

単価契約における随意契約の可否については、総支払い予定額により判断されたい。また、随意契約可能額範囲内における契約については、他の契約方法を排除するものではなく、都度、個々の内容により公正の確保及び有利性の判断に基づく事務執行が望まれる。併せて、今年度より実施された地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号に規定する規則で定める手続き、長期継続契約を締結することができる契約に係る事務についても周知徹底され、適正に執行されたい。

予定価格の設定・基準及び、その積算方法の確立等、市全体として早急に現行事務手続きの改善・統一を協議し、事務の適正化及び明確化を図られたい。法令及び市例規の遵守は勿論のこと、市民への情報公開、説明責任を果たし更なる信頼の確保に努められたい。

【取り組み状況】

平成 20 年 8 月 1 日に「香芝市郵便入札要綱」を施行し、土木工事・建築工事の A、B ランクについて、郵便入札を実施しています。

また、平成 21 年度予算編成方針において、各課に対して、「工事、委託及び物品契約にあたっては、地方自治法及び同施行令及び香芝市契約規則を遵守し、定められた範囲を超える場合は競争性を確保するためにも入札を実施すること」と通知を行いました。長期継続契約については、「香芝市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」を平成 18 年 4 月 1 日より施行し、各課への周知徹底を図っています。

<平成 18 年 12 月 5 日実施 対象：保健福祉部>

【定期監査意見】

今回の監査対象において見られた施設管理等に係る業務委託契約は、他の施設所管部署についても存する契約事務であり、市行政改革大綱実施計画においても事務の効率化、価格の適正化等の観点から当該契約事務の一元化を進められるよう明記されているところである。

施設管理のみならず内部管理業務全般について、事務の簡素化・効率化を図るために集中管理すべき事務、統一基準により行う事務等の点検・洗い出しをはじめとし既存制度内の事務改善にとどまらず、組織機構を含め現行制度についても積極的に見直されたい。

【取り組み状況】

施設管理については、効率的な観点から、市庁舎、総合福祉センター、総合体育館、中央公民館、保健センターについて、一元化が可能であるか検討調整を行っていきます。

<平成19年2月2日実施 対象：総務部>

【定期監査意見】

支出負担行為決裁において根拠法令引用条項について一部誤りが見受けられたので、所管部課はもとより合議先においても確認の徹底に努められたい。

また、補助金交付に係る事務に関して、補助金交付金額確定等の精算事務に一部不適切な点があった、市補助金等交付規則の規定を遵守し事務処理されるとともに、補助対象事業に係る定期的な事業評価にも取り組まれたい。

【取り組み状況】

起案決裁に関しては、各所管で根拠法令の再確認を行うとともに、合議先においても、できるだけチェックの充実に努めていきたいと考えています。

<平成19年7月25日実施 対象：市民生活部>

【定期監査意見】

勤務実績から超過勤務状況を見ると各部局間での開きがあり、また、同部局内においても所属所管間で平均時間数に大きな開きが生じている。予算編成と同調した人員配置計画等、人件費の適正化の観点からの定員管理はもとより、職員のモチベーション及び事務効率向上の点からも組織機構、職員配置、事務内容については実態把握に努められたい。また、併せて協力応援体制についても柔軟に対処出来るよう検討されたい。

【取り組み状況】

一部所管課においては新たな制度による事務量の増加もあり、定員管理との関係から、定年退職等の増加に加え、新規採用も制約されているなかで、臨時職員等の採用により対応している現状があります。このような中で、今後、さらなる適切な

人員配置を行っていくため、平成 19 年度の長時間勤務者及び所属長に対して、平成 20 年 11 月に個別ヒアリングを実施しました。

<平成 19 年 10 月 4 日実施 対象：保健福祉部>

【定期監査意見】

市全体の財産管理に関して、地方自治法改正により行政財産については一部規制緩和がなされたところ、行政財産の管理の個々個別事案について余裕部分の貸し付け（地方自治法第 238 条の 4 第 2 項第 4 号）を適用するのか、従来の目的外使用許可（同法同条第 7 項）によるのかの調査検討が必要である。

また、併せて、行政財産の適正かつ効率的な管理のため、貸し付けについては貸付け額の算定基準、同法同条の規定による許可に係る使用料については例規等の整備に当たりたい。

【取り組み状況】

市全体の財産管理に関して、目的外使用許可、行政財産の貸し付けについて個々の事案に応じて、総合的に整理を行っていきます。

<平成 19 年 10 月 31 日実施 対象：都市整備部>

【定期監査意見】

平成 20 年度予算編成方針が示され、更なる行政改革の推進が求められているなか、予算執行においては法令・条例等を遵守しつつ、事務事業の効率化を進めることは当然の責務である。市の歳出予算の執行に係る市内部の事務手続きについては、香芝市会計規則、契約規則及び事務決裁規程に定められているものであるが、全庁的に実際の事務事業・予算執行に関する事務手続きにおいて、執行・起工に関しては伺い不足の感を否めず、支出負担行為に関する伺いについては重複が見受けられる。

特に前述の例規等については市行政内部統制手続きの根幹であることから、事務の効率化、専決区分の明確化を図るなど、例規改正を含む事務改善の推進を望むものである。

【取り組み状況】

市政経営企画本部幹事会において、改善方法について、検討を行っているところです。

<平成 20 年 1 月 28 日実施 対象：企画調整部>

【定期監査意見】

第 2 次香芝市行政改革大綱策定から約 2 年を経た今、同大綱及び実施計画の進捗検証・評価を行い、具体的事項に係る適時適格な見直しを行い、改めて組織機構の簡素効率化や事務事業改善など行財政改革を推進されるとともに、更なる改革改善

に取り組まれない。

【取り組み状況】

第2次行政改革大綱及び実施計画の進捗状況及び評価については、平成19年度より実施しており、引き続き、行っています。また、その内容以外の項目についても、事務事業評価等の中で新たに課題となっている点もあり、これらについても取り組んでいきます。

《監査結果に対する措置等通知文》

香教総第515号

平成20年12月1日

香芝市監査委員 近藤 洋 様

香芝市監査委員 角田 博文 様

香芝市教育委員会

委員長 船 木 克 容

定期監査の結果意見に関する措置状況について

平成17年度から19年度における定期監査の結果に関する意見につきまして、地方自治法199条第12項の規定に基づき、措置を講じた状況を下記のとおり報告いたします。

なお、現在取り組み中の事項につきましても併せて報告いたします。

記

定期監査意見に関する措置の状況

<平成18年6月2日実施>

【定期監査意見】

博物館で販売されている物品及び図書についても、図書館蔵書点検と同様に定期的な在庫点検を行い、適正な在庫管理を図られたい。なお、二上山博物館については特にその設置目的からも、広く市内外の人に対して公共サイン等による案内で場所の周知を図り、併せて企画展広告等による集客に努められたい。

【措置の状況】

平成 19 年度に地下整理作業室の資料整理を行った際、分散していた物品・図書を一カ所に集め、棚に整理して在庫点検を行いました。それをもとに、20 年度から在庫管理を行っています。さらに、21 年度からパソコン上ですべての管理を行うため、その方法等を検討しています。二上山博物館については、チラシ、ポスターでの周知、新聞、雑誌、インターネットの関連サイト等への情報提供に努めています。本年 3 月からは、専用ホームページを創設し、イベント情報をここから発信しています。今後、さらなる内容の充実に努めていきます。

定期監査意見に関する取り組み状況

<平成 17 年 6 月 6 日実施>

【定期監査意見】

補助金等の交付に関しては、今監査対象部局に限らず香芝市全体として、慣例にとられることなく補助効果及び成果の確認を行い、それらの点から整理統合に努められたい。

【取り組み状況】

補助金については、事務事業評価の中で、有効性・効率性等の評価を行い、順次、見直しを行っていきます。また、補助金全般の適正化に向けて、市政経営企画本部幹事会で検討を行っているところです。

<平成 19 年 11 月 28 日実施>

【定期監査意見】

地方自治法第 244 条の 2 第 1 項の規定により設置された公の施設の使用許可等の事務に関しては、今回の監査対象である教育委員会事務局所管施設のみならず各々の条例等の定めに基づき行われているところである。

特に使用料等の減免については受益者負担及び平等の原則の例外的な措置であることから、合理的な理由に基づき適正に行われているか等に関して、今回監査の対象とならなかった施設についても再度改めて確認されたい。

【取り組み状況】

受益者負担の適正化については、第 2 次行政改革大綱においても、重点的な課題として位置づけられています。受益者と一般市民との負担の公平化を図っていくためにも、減免範囲の見直しなど、全庁的に対応をとっていく必要のあるものについては、市政経営企画本部幹事会において検討しているところです。

香芝市監査委員告示第 5 号

平成20年12月1日付けで提出のあった住民監査請求について、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第4項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

平成20年12月10日

香芝市監査委員 近藤 洋
香芝市監査委員 角田 博文

1 請求の要旨

市が何ら法令の根拠なく同和対策軽減等と称して固定資産税及び国民健康保険料の減免措置を請じてきたことは違法であり、当該減免措置が為された合計額分の損害が発生しているので、損害賠償等の必要な措置をもとめる。

2 請求の要件審査

(1) 求期間制限の適用の有無

本監査請求は平成14年度から18年度に行われた減免(以下「本件減免」という。)であるところ、税の減免とは、いったん成立した課税債権の全部又は一部を放棄、消滅させることから、債権の免除といった「財産の処分」が為されたと考えられ、これは「違法又は不当な財産の処分」すなわち「当該行為」に対する監査請求と考えるところであり、併せて市が被った損害補填のために賠償請求、返還請求等の措置を求めるといふ当該請求権の行使については「怠る事実」に該当する事案に対する監査請求と考えるものである。

地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第2項において、住民監査請求は当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これを行うことができないとされているが、請求期間である1年の制限の対象となるのは「違法又は不当な財務会計上の行為(当該行為)」に係る請求であり、「怠る事実」に係る請求については法律上の期間制限は無い(最高裁S53年6月23日判決)と示されている。

また、普通地方公共団体の長その他の財務会計職員の財務会計上の行為が違法、無効であることに基いて発生する実体法上の請求権の不行使をもつて財産の管理を怠る事実とする住民監査請求については、財務会計上の行為のあった日又は終わった日を基準として法第242条第2項の規定を適用すべきである(最高裁昭和62年2月20日判決)との判断がなされている。

以上、前述の判例より、本監査請求は法第242条第2項に規定される請求期間制限の適用を受けると判断するところである。

なお、税等に係る減免は「違法又は不当に公金の賦課若しくは徴収を怠る事実」であると捉えた場合においても、本件減免が平成18年度末を持って廃止されていることから、財産の管理を怠る事実（第1の「怠る事実」）に係る実体法上の請求権が除斥期間の経過により消滅するなどして怠る事実が終わった場合において、上記請求権の行使を怠り、同請求権を除斥期間の経過により消滅させるなどしたことが違法であるとし、第1の「怠る事実」が違法であることに基づいて発生する実体法上の請求権の不行使をもって財産の管理を怠る事実（第2の「怠る事実」）とした上で、第2の「怠る事実」を対象とする住民監査請求がされたときは、当該監査請求は、第1の「怠る事実」の終わった日を基準として1年の監査請求期間の制限に服する（最高裁 平成19年4月24日判決）と示されていることから同様に、請求期間制限の適用を受けるとの判断を行うものである。

（2）「正当な理由」の有無

請求人は、「開示を受けた本年10月14日にはじめて、平成14年度から18年度までの固定資産税等の各年度の減免合計額を知るに到り、監査請求が可能な程度に本件減免の内容等を知ったものであるから、「正当な理由」（法第242条第2項ただし書き）が存する。」と記載されているので、その点について審査を行う。

・事実確認

- 1．事実証明書として添付されている「奈良新聞記事（平成19年3月27日）」により平成18年度内に本件減免を知り得ている。
- 2．香芝市情報公開条例が平成13年4月1日に施行され、その適用区分については平成12年度以降作成等文書となっており、本件減免に係る文書（監査請求添付文書2．平成20年9月22日付開示請求にかかる行政文書）についても既に情報公開請求の対象となっていた。

・「正当な理由」に係る判断

法第242条第2項に規定される監査請求を行うことができる期間について、同項ただし書で「正当な理由があるときは、この限りでない」とされているところ、「正当な理由」については、支出などが秘密裡に行われていた場合、即ち裏金や偽装費目で支出した場合、若しくは、住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在又は内容を知ることができなかつた場合について判断すべきである（最高裁 平成14年9月12日判決）とされている。

したがって前述の事実確認(1)及び(2)からは、請求人において法定の期間内に本件請求を妨げる事由は見当たらず、法定の期間内に請求をなし得なかったことにつき「正当な理由」があったとは認められないと判断する。

3 結論

本件請求は、法第242条第2項に規定される請求期間を経過した不適法なものであるので却下する。

香芝市監査委員告示第 6 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき次のとおり公表します。

平成20年12月22日

香芝市監査委員 近藤 洋
香芝市監査委員 角田 博文

- 1 対 象 都市整備部及び選挙管理委員会事務局
- 2 執 行 平成20年11月28日
- 3 方 法 財務に関する事務の執行状況について、提出された資料を検討し関係諸帳簿との照合及び内容を審査したほか、関係職員の説明を聴取する方法で実施した。
- 4 結 果 経費削減等、効率的な選挙事務執行のため、臨時職員等による選挙期日の投票事務等を含めた事務従事について、今後も引き続き推進されたい。
(選挙管理委員会事務局)
本年度8月1日より実施されている郵便入札については、制度導入目的である透明性、公平性及び競争性の更なる向上の為、問題点を把握してその改善に努められたい。
(都市整備部)

香芝市農業委員会会議規則告示第1号

平成20年12月26日

香芝市農業委員会

会長 吉村 増雄

平成21年第1回香芝市農業委員会総会を下記のとおり招集する。

記

1 期 日 平成21年1月8日 午後3時30分

2 場 所 香芝市役所 3階 第1会議室

3 案 件 (1) 別紙議案のとおり
(2) その他

香芝市公告

香芝市の普通財産である次の土地を売払うため、次のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び香芝市公告式条例（昭和31年条例第1号）第4条の規定により公告します。

平成20年12月1日

香芝市長 梅田善久

1 入札に付する事項

売払いをする香芝市普通財産は、次のとおりとします。

物件番号

所在地番 香芝市藤山二丁目1223番4
地目 山林（現況雑種地）
地積 公簿212㎡（実測212.41㎡）

物件番号

所在物件 香芝市藤山二丁目1223番12
地目 山林（現況雑種地）
地積 公簿209㎡（実測209.08㎡）

所在地番 香芝市藤山二丁目1223番10
地目 宅地
地積 公簿61.53㎡（実測61.53㎡）

所在地番 香芝市藤山二丁目1223番18
地目 宅地
地積 公簿62.69㎡（実測62.69㎡）

上記3筆及び香芝市土地開発公社所有物件1筆（実測地積149.49㎡）を含め一物件としての売却になります。

2 入札に参加する者に必要な資格

（1）本件の入札に参加を希望する者は、一般競争入札申込書及び誓約書により、所定の期日までに申込みして下さい。

【入札参加資格を有しない者】

次に掲げる者は、入札参加資格を有しない。

契約を締結する能力を有しない者

破産手続開始の決定を受けている者

地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当する者でその

事実があった後2年を経過していない者

上記(3)に該当する者を代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用する者

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団員及びその構成員

(2) 次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

入札参加資格のない者がした入札又は委任状を提出せずに代理人がした入札

指定の時刻までに提出しなかった入札

所定の入札書と入札封筒によらない入札

入札保証金を納付していない者の入札

入札金額が入札保証金の20倍を超える入札

入札者又はその代理人の記名押印がない入札

代理人が入札する場合において、委任状の代理人使用印と異なる印鑑を押印した入札

入札者又はその代理人が同一物件について一人で2枚以上の入札をした場合その全部の入札

入札者及びその代理人がそれぞれ入札した場合、その双方の入札

入札金額、入札者の氏名その他主要部分が識別しがたい入札

入札金額を訂正した入札

入札に関し、不正な行為を行った者がした入札

郵送及び電送をもって送付してきた入札

香芝市普通財産売払い一般競争入札要領に違反した入札

3 契約条項を示す場所

入札要領、ご案内並びに申込書の配布は、平成20年12月1日から同月25日まで(土曜日及び日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで、ただし最終日は午後5時まで)香芝市役所総務部管財課において行います。

4 現場説明

現場説明は、次のとおり行います。

(1) 日 時 平成21年1月13日 午前10時(時間厳守)

(2) 場 所 香芝市藤山二丁目1223番4売却用地内及び香芝市藤山二丁目1223番12、10、18売却用地内

5 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日 時 平成 2 1 年 1 月 1 6 日 午前 1 0 時

(2) 場 所 香芝市役所 会議室棟第 2 会議室

6 入札の方法

(1) 郵送、電送をもって送付されてきた入札は認めません。

(2) 入札当日の受付けは、午前 9 時 2 0 分から行います。

(3) 入札には、一般競争入札参加証が必要となります。

(4) 受付けをされない場合は、入札に参加することができません。

7 最低入札価格

入札における最低入札価格は、物件番号 は、金 1 3 , 2 0 0 , 0 0 0 円、
物件番号 は、1 9 , 6 0 0 , 0 0 0 円とします。

8 入札保証金

入札をしようとする者は、入札前に入札保証金として、入札金額の 1 0 0 分の 5 以上 (円未満切上げ) に相当する金額を入札保証金納付書により納付してください。

9 契約の締結

香芝市と落札者の売買契約は、平成 2 1 年 1 月 2 3 日までに香芝市役所街路整備課内において、土地売買契約書により締結します。

1 0 契約の解除条件

香芝市は、購入者が土地売買契約書で定められた事項を履行しないときは、何らの催告を要しないでこの契約を解除することが出来ることとします。特に残存家屋の解体撤去処分と購入後の土地利用制限等については、内容を十分に把握して下さい。土地売買契約書で定められた事項を履行しないときは、損害賠償請求をします。

1 1 所有権の移転時期

入札物件の所有権の移転時期は、売買代金を完納したときとします。

また、物件は、現状のまま引渡すものとします。

1 2 問い合わせ

詳しくは、香芝市役所 2 階都市整備部街路整備課 (電話 0 7 4 5 - 7 6 - 2 0 0 1 内線 2 1 2 ・ 2 1 3) まで問い合わせ下さい。

香芝市公告

本市では、平成21年度有効の建設工事及び測量・建設コンサルタント等の競争入札参加資格審査（指名願）申請の受付を次のとおり実施いたします。

平成20年12月15日

香芝市長 梅田善久

- 1 受付対象者（ただし、地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者は除く。）
 - (1) 建設業許可業者（平成19年10月1日から平成20年9月30日までの間に審査基準日を有する経営事項審査を受けている者）
 - (2) 測量業者（測量法による登録業者）
 - (3) 建設コンサルタント業者（建設コンサルタント登録規程による登録業者）
 - (4) 建築設計業者（建築士法による登録業者）
 - (5) 地質調査業者（地質調査業者登録規程による登録業者）
 - (6) 補償コンサルタント業者（補償コンサルタント登録規程による登録業者）
- 2 受付対象範囲
 - (1) 建設工事業者

市 内	主たる営業所が香芝市内の所在地で建設業の許可を取得しており、かつ、その営業所を明らかにする看板を掲げ、更に、本市に納めるべき市税及び国民健康保険料に滞納がなく、尚かつ、指名願を申請する前年の1月1日以降から引き続き個人にあっては在住し、法人にあっては主たる営業所を有するもの。
市 内 以 外	上記市内業者以外の業者で、建設業の許可を都道府県知事か国土交通大臣で取得している業者
 - (2) 測量・建設コンサルタント等業者

市 内	主たる営業所が香芝市の所在地で測量法等による登録を有し、かつ、その営業所を明らかにする看板を掲げ、更に、本市に納めるべき市税及び国民健康保険料に滞納がなく、尚かつ、指名願を申請する前年の1月1日以降から引き続き個人にあっては在住し、法人にあっては、主たる営業所を有するもの。
-----	---

市 内 以 外 上 記 市 内 業 者 以 外 の 業 者

3 受付期間及び時間

(1) 建設工事の市内・市内以外の業者

平成21年2月2日(月)から平成21年2月27日(金)まで

(2) 測量・建設コンサルタント等の市内・市内以外の業者

平成21年2月2日(月)から平成21年2月27日(金)まで

午前9時から正午・午後1時から午後4時(土、日・祝祭日は除く。)

4 申請場所及び方法

(1) 香芝市役所 会議室棟 第4会議室

担当 総務部管財課 (0745-76-2001 内線481・482)

(2) 内容説明のできる方が持参のうえ申請してください。

5 提出書類(1部)

(1) 建設工事の市内

イ 建設工事一般競争(指名競争)入札参加資格審査申請書(香芝市様式)

ロ 工事実績(香芝市様式)

ハ 工事経歴書(香芝市様式)

ニ 技術者名簿(香芝市様式)

ホ 従業員名簿(香芝市様式)

雇用されている場合、確認資料として社会保険加入証明書及び雇用保険の事業所別被保険者台帳(原本)等の証明書類

ヘ 機械器具調書(香芝市様式)

ト 納税証明書(原本)

・個人の場合 本市に納めるべき市税及び国民健康保険料に滞納がない証明

・法人の場合 本市に納めるべき市税に滞納がない証明

チ 消費税及び地方消費税についての未納税額のない証明(その3)

リ 印鑑証明書(原本)

又 履歴事項全部証明(商業登記簿謄本)(写し)(法人の場合)

住民票抄本(原本) (個人の場合)(市内業者のかた)

ル 経営事項審査結果通知書(写し)

ヲ 建設業許可証明書(写し)

ワ 使用印鑑届(香芝市様式)

カ 技術検定合格証明書(写し)・監理技術者資格者証(写し)

(2) 建設工事の市内以外

イ 建設工事一般競争(指名競争)入札参加資格審査申請書(香芝市様式)

ロ 営業所一覧表(国土交通省様式)

- ハ 工事経歴書（香芝市様式）
- ニ 技術検定合格証明書（写し）・監理技術者資格者証（写し）
- ホ 使用印鑑届（香芝市様式）
- ヘ 委任状（本社から受任の場合）
- ト 納税証明書（写し）
 - ・個人の場合 市県民税
 - ・法人の場合 法人市民税
 （ただし、支店・営業所等で登録する場合は、その支店・営業所等の法人市民税または、市県民税）
- チ 消費税及び地方消費税についての未納税額のない証明（その3）
- リ 印鑑証明書（写し）
- ヌ 履歴事項全部証明（商業登記簿謄本）（写し）（法人の場合）
- ル 経営事項審査結果通知書（写し）
- ヲ 建設業許可証明書（写し）

(3) 測量・建設コンサルタント等の市内

- イ 一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書（香芝市様式）
- ロ 測量等実績調書（香芝市様式）
- ハ 技術者経歴書（国土交通省様式）
- ニ 営業所一覧表（国土交通省様式）
- ホ 登録証明書等（写し）
- ヘ 財務諸表類（写し）
- ト 納税証明書（原本）
 - ・個人の場合 本市に納めるべき市税及び国民健康保険料に滞納がない証明
 - ・法人の場合 本市に納めるべき市税に滞納がない証明
- チ 消費税及び地方消費税についての未納税額のない証明（その3）
- リ 履歴事項全部証明（商業登記簿謄本）（写し）（法人の場合）
住民票抄本（原本）（個人の場合）（市内業者のかた）
- ヌ 印鑑証明書（原本）
- ル 使用印鑑届（香芝市様式）
- ヲ 技術職員等を雇用されている場合、社会保険加入証明書及び雇用保険の事業所別被保険者台帳（原本）等の証明書類

(4) 測量・建設コンサルタント等の市内以外

- イ 一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書（香芝市様式）
- ロ 測量等実績調書（香芝市様式）

- ハ 技術者経歴書（国土交通省様式）
- ニ 営業所一覧表（国土交通省様式）
- ホ 登録証明書等（写し）
- ヘ 財務諸表類（写し）
- ト 納税証明書（写し）
 - ・個人の場合 市県民税
 - ・法人の場合 法人市民税

（ただし、支店・営業所等で登録する場合は、その支店・営業所等の法人市民税または、市県民税）
- チ 消費税及び地方消費税についての未納税額のない証明（その3）
- リ 履歴事項全部証明（商業登記簿謄本）（写し）（法人の場合）
- ヌ 印鑑証明書（写し）
- ル 使用印鑑届（香芝市様式）
- ヲ 委任状（本社から受任の場合）
- 6 有効期間 平成21年度の1カ年有効
- 7 その他
 - (1) 提出書類は、A4サイズとし、ファイル（出来るだけ、金具は避けてください。）綴じにしてください。
 - (2) その他詳細について、管財課までお問い合わせ下さい。

香芝市公告

本市では、平成21・22年度有効の物品供給・役務提供の競争参加資格登録審査（指名願）申請の受付を次のとおり実施いたします。

平成20年12月15日

香芝市長 梅田善久

1 競争に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当しない者
- (2) 営業に関し免許、許可、認可、登録等を必要とする場合は、申請時において当該免許、許可、認可、登録等をうけている者
- (3) 参加申請書及びその添付書類審査により内容が適切と認める者
- (4) 本市に納める市税に滞納がない者
- (5) 市内在住個人事業者で国民健康保険料に滞納がない者
- (6) 消費税及び地方消費税に滞納がない者
- (7) 資格登録審査の申請日において、1年以上引き続き営業期間を有する者

2 受付対象範囲

- (1) 市内 ・主たる営業所が香芝市の所在地で営業に関する免許、許可、認可、登録等を受けており、尚かつ、指名願を申請する前年の1月1日以降から引き続き個人にあっては在住し、法人にあっては、主たる営業所を有するもの。
- (2) 市内以外 ・上記以外のもの

3 受付対象品目

- ・別紙登録分類一覧表のとおり

4 受付期間及び時間

- (1) 平成21年2月2日（月）から平成21年2月27日（金）まで
午前9時から正午・午後1時から午後4時（土、日・祝祭日は除く。）

5 申請場所及び方法

- (1) 香芝市役所 会議室棟 第4会議室
担当 総務部管財課（0745-76-2001 内線 481・482）

(2) 内容説明のできるかたが持参のうえ申請してください。

6 提出書類（1部）

(1) 市内

- イ 競争参加資格登録審査申請書（香芝市様式）
- ロ 営業許可書（写し）（許可、認可がないとできない業種は添付）
- ハ 代理店、特約店証明（メーカーが発行するもの）
- ニ 営業実績調書（直前2カ年の官公庁及び民間での契約実績）
- ホ 資格一覧及び従業員資格者名簿
- ヘ 印鑑証明書（原本）
- ト 使用印鑑届（香芝市様式）
- チ 納税証明書（原本）
 - ・個人の場合 本市に納めるべき市税及び国民健康保険料に滞納がない証明
 - ・法人の場合 本市に納めるべき市税に滞納がない証明
- リ 消費税及び地方消費税についての未納税額のない証明（その3）
- ヌ 履歴事項全部証明（商業登記簿謄本）（写し）（法人の場合）
住民票抄本（原本）（個人の場合）
- ル その他、必要と認められる書類

(2) 市内以外

- イ 競争参加資格登録審査申請書（香芝市様式）
- ロ 営業許可書（写し）（許可、認可がないとできない業種は添付）
- ハ 代理店、特約店証明（メーカーが発行するもの）
- ニ 営業実績調書（直前2カ年の官公庁及び民間での契約実績）
- ホ 資格一覧及び従業員資格者名簿
- ヘ 印鑑証明書（写し）
- ト 使用印鑑届（香芝市様式）
- チ 納税証明書（写し）
 - ・個人の場合 市県民税
 - ・法人の場合 法人市民税
（ただし、支店・営業所等で登録する場合は、その支店・営業所等の法人市民税または市県民税）
- リ 消費税及び地方消費税についての未納税額のない証明（その3）
- ヌ 履歴事項全部証明（商業登記簿謄本）（写し）（法人の場合）
- ル 委任状（本社から受任の場合）

ヲ その他、必要と認められる書類

7 有効期間 平成 2 1 ・ 2 2 年度の 2 カ年有効

8 その他

(1) 提出書類は、A 4 サイズとし、ファイル（金具は避けてください。）綴じにしてください。

(2) その他詳細について、管財課までお問い合わせ下さい。

登録分類一覧表

番号	取扱品目	番号	取扱品目	番号	取扱品目
A：印刷 写真		4	理化学機器	2	化学工業薬品
1	一般印刷	5	計測機器	3	防疫剤
2	特殊印刷	6	無線・通信機器	4	衛生材料
3	複写	7	ガス・石油機器類	5	その他
4	地図・航空	8	厨房機器	K：日用品	
5	写真・現像	9	その他機器	1	荒物・雑貨
6	その他	F：衣料品		2	食器・漆器・陶磁器
B：事務用品・事務用機器		1	被服類	3	植木・花・園芸用品
1	用紙	2	寝具	4	ギフト・記念・贈答品
2	文具	3	靴・カバン	5	記章・旗・カップ
3	事務機器	4	その他衣料	6	その他
4	印	G：工事用材料		L：賃貸物品	
5	事務用調度品	1	アスファルト	1	建設機械器具
6	OA機器	2	コンクリート製品	2	イベント関係
7	選挙用調度品	3	骨材	3	介護用品
8	その他	4	鉄鋼・非鉄製品	4	車両
C：家具		5	建材類・道路用資材	5	事務機器
1	家具	6	その他工事材料	6	各種機械器具
2	室内装飾	H：車両		7	消耗品
3	その他	1	一般自動車	8	その他
D：教材 図書 ｽﾎｰﾝ用品		2	特殊車両	M：消防用品	
1	学校・保育教材	3	二輪車類	1	消防用品機器
2	楽器	4	車両用品	2	消防車両・修繕
3	印刷物販売	5	車両修繕	3	防災・安全用品
4	美術品・標本・模型	6	その他	4	その他
5	運動・レジャー用材	I：燃料類		N：食糧品	
6	その他	1	液体燃料	1	食品
E：電気機器 通信機器 医療機器 理化学機器		2	気体燃料	2	一般飲料・食料品
		3	固形燃料	3	その他
1	家庭用電気機器	4	その他	O：役務	
2	電気機械設備器具	J：薬品類		1	総合ビルメンテナンス
3	医療機器	1	医薬品	2	建物清掃

番号	取扱品目	番号	取扱品目	番号	取扱品目
〇：役務（続き）		7	保守点検・設備管理	1 2	その他
3	貯水槽・浄化槽清掃	8	廃棄物収集・運搬	P：その他	
4	害虫ネズミ駆除	9	人材派遣	1	時計・貴金属
5	調査検査測定	1 0	電算業務	2	その他
6	警備・機械警備	1 1	広告・イベント		

香芝市公告

平成20年12月第5回(定例)香芝市議会において可決された平成20年度香芝市一般会計補正予算(第3号)の要領は次のとおりである。

平成20年12月22日

香芝市長 梅田善久

平成20年度香芝市一般会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 平成20年度香芝市一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第2条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,524,332千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22,441,579千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

第 1 表

歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位 千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	計
13. 国庫支出金		1,418,192	75,000	1,493,192
	1. 国庫負担金	965,172	75,000	1,040,172
14. 県支出金		932,136	15,000	947,136
	1. 県負担金	553,267	15,000	568,267
17. 繰入金		307,394	32,532	339,926
	1. 基金繰入金	258,140	32,532	290,672
20. 市債		2,084,300	2,401,800	4,486,100
	1. 市債	2,084,300	2,401,800	4,486,100
歳入合計		19,917,247	2,524,332	22,441,579

(歳 出)

(単位 千円)

款	項	補 正 前 予 算 額	補 正 予 算 額	計
2. 総 務 費		2,532,554	2,332	2,534,886
	2. 徴 税 費	365,937	2,332	368,269
3. 民 生 費		5,211,975	120,000	5,331,975
	1. 社 会 福 祉 費	2,445,458	60,000	2,505,458
	3. 生 活 保 護 費	326,462	60,000	386,462
8. 教 育 費		2,344,751	2,402,000	4,746,751
	2. 小 学 校 費	584,247	262,600	846,847
	3. 中 学 校 費	257,061	384,800	641,861
	6. 保 健 体 育 費	584,729	1,754,600	2,339,329
歳 出 合 計		19,917,247	2,524,332	22,441,579

第2表

地 方 債 補 正

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公団立替施行償還事業	647,200	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公営企業等金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
教育施設用地取得事業	1,754,600			

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 歳入

(款) 13. 国庫支出金

(項) 1. 国庫負担金

(単位 千円)

目	補正前予算額	補正予算額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 民生費国庫負担金	965,172	75,000	1,040,172	9. 社会福祉費負担金	30,000	障害者自立支援給付費負担金
				10. 生活保護費負担金	45,000	生活保護費負担金
計	965,172	75,000	1,040,172			

(款) 14. 県支出金

(項) 1. 県負担金

2. 民生費県負担金	534,367	15,000	549,367	1. 社会福祉費負担金	15,000	障害者自立支援給付費負担金
計	553,267	15,000	568,267			

(款) 17. 繰入金

(項) 1. 基金繰入金

5. 財政調整基金繰入金	117,160	32,532	149,692	1. 財政調整基金繰入金	32,532	財政調整基金繰入金
計	258,140	32,532	290,672			

(款) 20. 市債

(項) 1. 市債

4. 教育債	140,700	2,401,800	2,542,500	4. 真美ヶ丘東小学校新設事業債	262,500	
				5. 香芝東中学校新設事業債	384,700	

(単位 千円)

目	補正前予算額	補正予算額	計	節		説明
				区分	金額	
				6. 教育施設用地 取得事業債	1,754,600	
計	2,084,300	2,401,800	4,486,100			

2. 歳出

(款) 2. 総務費

(項) 2. 徴税費

(単位 千円)

目	補正前予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
2. 賦課徴収費	41,819	1,572	43,391	-	-	-	1,572	14. 使用料及び賃借料	1,150	税システム借上料
								19. 負担金補助及び交付金	422	地方税電子化協議会分担金
3. 固定資産評価費	14,018	760	14,778	-	-	-	760	13. 委託料	760	家屋評価システム改修委託料
計	365,937	2,332	368,269	-	-	-	2,332			

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

6. 身体障害者福祉費	446,640	60,000	506,640	45,000	-	-	15,000	20. 扶助費	60,000	居宅生活支援費
計	2,445,458	60,000	2,505,458	45,000	-	-	15,000			

(項) 3. 生活保護費

2. 扶助費	311,300	60,000	371,300	45,000	-	-	15,000	20. 扶助費	60,000	生活扶助費	22,100
										医療扶助費	27,800
										住宅扶助費等	10,100
計	326,462	60,000	386,462	45,000	-	-	15,000				

(款) 8. 教育費

(項) 2. 小学校費

(単位 千円)

目	補正前予算額	補正予算額	計	補正予算額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般 財源	区 分		金 額
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
4. 真美ヶ丘 東小学校 新設費	80,167	262,600	342,767	-	262,500	-	100	23. 償還金 利子及び 割引料	262,600	公団立替 施行による 償還金 (繰上償還)
計	584,247	262,600	846,847	-	262,500	-	100			

(項) 3. 中学校費

3. 香芝東中 学校新設費	96,614	384,800	481,414	-	384,700	-	100	23. 償還金 利子及び 割引料	384,800	公団立替 施行による 償還金 (繰上償還)
計	257,061	384,800	641,861	-	384,700	-	100			

(項) 6. 保健体育費

2. 体育施設費	45,824	1,754,600	1,800,424	-	1,754,600	-	-	17. 公有財 産購入費	1,754,600	教育施設 用地(高山 台グラウ ンド)
計	584,729	1,754,600	2,339,329	-	1,754,600	-	-			

平成20年12月18日

香芝市教育委員会公告第12号

香芝市教育委員会

委員長 船木 克容

平成20年第12回香芝市教育委員会を下記のとおり招集する。

記

- | | | |
|-----|---|-----------------------------------|
| 1.日 | 時 | 平成20年12月24日(水) |
| | | 午後2時00分より |
| 3.案 | 件 | (1)香芝市教育委員会後援等名義使用承認について |
| 2.場 | 所 | 香芝市役所 4階行政委員会室 |
| | | (2)行政文書の開示請求に関する措置に対する専決処分の報告について |
| | | て |
| | | (3)その他 |